
飼い犬・飼いねこの引取りは有料です。

県では、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、やむを得ない事情により飼えなくなった犬またはねこの引取りを行っていますが、平成22年7月1日から、引取りにかかる費用を飼い主の方に負担していただくことになりました。

飼い主の方へ

動物を終生、適正に飼養することが飼い主の責任です。

引取りを依頼する前に、もう一度家族全員でよく考え、どうしても飼うことができない時は、まず、飼い主の責任として、新たな飼い主を探してください

また、子犬や子ねこが生まれ、譲渡先を探したがなかなか見つからない、よく鳴く、咬みつくなどしつけに困っている、などの理由で、引取り依頼を考えている場合は、譲渡先探しの支援、しつけ方に関するアドバイスなどを行っていますので、滋賀県動物保護管理センターにご相談ください。

引取り手数料

成犬・成ねこ (生後90日を超える犬またはねこ)	子犬・子ねこ (生後90日以内の犬またはねこ)
1頭につき2,000円	1頭につき500円

引取り機関

滋賀県動物保護管理センター、県内各保健所（大津市除く）

* 各市役所、町役場では、飼い犬、飼いねこの引取りを行っていません。

また、引取り日時は、引取り機関により異なりますので、必ず事前に電話でご確認ください。

動物保護管理センター	0748-75-1911
草津保健所	077-562-3549
甲賀保健所	0748-63-6149
東近江保健所	0748-22-1266
彦根保健所	0749-21-0284
長浜保健所	0749-65-6664
高島保健所	0740-22-3552